

# 平成26年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報

(第2四半期：平成26年7月～9月契約分)

1 監査対象機関： 局及び全署	
2 監査方法： 書類監査	
<p>3 監査の視点</p> <p>(1) 物品の購入に際し、取りまとめ・一括調達しているか。          少額・都度発注を抑制するため、局調達物品、地方調達物品について可能な限り取りまとめ・一括調達に努めているか。</p> <p>(2) 会計法第29条の3第4項を厳格に適用しているか。</p> <p>(3) 少額随契を厳正に実施しているか。          契約金額が10万円以上の物品・役務調達の場合に2者以上の見積書を徴取しているか。また、見積(書)の徴取先選定について、合理的な理由を欠く実態はないか</p> <p>(4) 法令等の厳格な運用等による改善が図られたか。</p> <p>(5) その他問題点はないか。</p>	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価          各事業の入札については、一般競争入札(総合評価を含む)により実施されており、物品・役務についても、概ね一般競争入札で実施されていた。</p> <p>(2) 具体的内容          随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、物品購入及び危険木・古損木処理、草刈り等の役務調達であった。</p>	
事項別評価	指導状況
<p>(1) 第2四半期分は、6月に局において物品要求を取りまとめ、一括調達を実施しているが、一部の署等において都度の発注が見られた。</p> <p>(2) 会計法第29条の3第4項(緊急等)の適用については、適正に処理されていた。</p> <p>(3) 契約金額が10万円以上の物品・役務調達については、2者以上から見積書を徴取し、適正に実施されていた。</p> <p>(4) 法令等の厳格な運用では、業者から物品を購入した場合、納品を検査職員が検査を行うこととなっているが、一部の署の森林事務所において、物品調達要求者が検査職員を兼務していた。</p> <p>(5) 特になし。</p>	<p>これまで、随意契約の適正化を図るため、本庁監査及び局監査等の内部監査を実施し、各種指導文書等に基づき、署等を指導してきたところである。</p> <p>今回の指摘事項については、平成18年11月30日付け(18九経第208号局長通知)「物品調達事務の取扱いについて」に基づき、計画的な調達を図り、調達の集中化により規模を拡大し、競争入札に付すよう該当署を指導。</p> <p>平成22年1月12日付け(21九経第164号総務部長通知)「物品調達に係る経理処理の適正化について」に基づき、森林事務所等の実態に応じ、可能な限り物品調達担当者と検査職員が兼務とならないよう該当署を指導。</p>